

# 医科点数表の解釈 令和2年4月版

## Web追補 No.14 (令和3年7月号)

令和3年7月9日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 令和3年6月11日 保医発0611第1号 (令和3年6月11日適用)
  - 令和3年6月30日 保医発0630第3号 (令和3年7月1日適用)
  - 令和3年7月8日 保医発0708第1号 (令和3年7月8日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
  - ・「血友病の患者に対するリハビリテーションに係る保険診療上の取扱いについて（依頼）」(令和3年6月11日健康局結核感染症課・保険局医療課事務連絡)
  - ・「疑義解釈資料の送付について（その70）」(令和3年6月21日医療課事務連絡)
  - ・「疑義解釈資料の送付について（その71）」(令和3年6月25日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
443			[Web追補No. 8で追加した「D008内分泌学的検査の「31」副甲状腺ホルモン（PTH）の所定点数（170点）を準用する項目」を以下のように改める。]	
			◇ 全身性炎症反応症候群の患者（疑われる患者を含む。）の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6（IL-6）を測定した場合は、D008内分泌学的検査の「31」副甲状腺ホルモン（PTH）の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を <b>診療報酬明細書</b> に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合には、その詳細な理由を <b>診療報酬明細書</b> の摘要欄に記載すること。	(令 2.12.28 保医発 1228 3) <u>(令 3. 7. 8 保医発 0708 1)</u>
443			[D008内分泌学的検査の「31」副甲状腺ホルモン（PTH）の所定点数の2倍に相当する点数（340点）を準用する項目として追加]	
			◇ sFlt-1/PlGF比 ア 血清を検体とし、ECLIA法により可溶性fms様チロシンキナーゼ1（sFlt-1）及び胎盤増殖因子（PlGF）を測定し、sFlt-1/PlGF比を算出した場合は、D008内分泌学的検査の「31」副甲状腺ホルモン（PTH）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 イ 本検査は、妊娠18週から36週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか1つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき1回に限り算定できる。なお、リスク因子を2つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。 (イ) 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧80mmHg以上 (ロ) 蛋白尿 (ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見 (ニ) 子宮内胎児発育遅延 (ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見 ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを <b>診療報酬明細書</b> の摘要欄に記載すること。また、イの(ハ)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を2つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき2回以上算定する場合は、その詳細な理由を <b>診療報酬明細書</b> の摘要欄に記載すること。 エ 本検査の実施に際し、D008内分泌学的検査の「31」副甲状腺ホルモン（PTH）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する場合は、D008内分泌学的検査の「注」に定める規定は適用しない。	

頁	欄	行	変更前	変更後
				(令 3. 6. 30 保医発 0630 3)
455			<p><b>[D012感染症免疫学的検査の「42」赤痢アメーバ抗体半定量の所定点数(223点)を準用する項目として追加]</b></p> <p>◇ 腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法(定性)により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、D012感染症免疫学的検査の「42」赤痢アメーバ抗体半定量の所定点数を準用して算定する。</p>	(令 3. 6. 30 保医発 0630 3)
462	右	上から13行目	<p>◇ TARCは、血清中のTARC量を測定する場合に月1回を限度として算定できる。</p>	<p>◇ TARC</p> <p>ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。</p> <p>イ COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</p>

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。